

第7期桑名市障害福祉計画及び第3期桑名市障害児福祉計画策定について

1 計画策定の背景

桑名市では、令和3年3月に「桑名市障害者計画」（令和3年度から令和8年度）と併せて「第6期桑名市障害者福祉計画及び第2期桑名市障害児福祉計画」（令和3年度から令和5年度）」（以下「本計画」という。）を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってまいりました。

このうち、令和5年度に「障害者福祉計画」及び「障害児福祉計画」の現行計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や三重県の計画、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害福祉サービスや相談支援、児童福祉法に基づくサービス及び地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策を定めるものです。

3 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

4 計画策定体制

（1）事業所・団体からの意見、要望等の収集

①アンケート調査の実施

各福祉事業所や団体から支援者等の意見をアンケートにて収集します。

市内福祉事業所 約160事業所

各障害者団体 約10団体

②市民意見公募の実施

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、広く市民の意見や要望等を収集します。

（2）庁内体制

計画策定の事務は障害福祉課が行い、必要に応じて関係各課との調整を図ります。

5 計画策定のスケジュール概要 別紙「計画の策定スケジュール」のとおりです